## 広島県告示第八百五十三号

機関の名称を変更した旨の届出があった。 の例によるものとされる場合を含む。)第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療 永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてそ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

平成二十五年十一月二十一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

平成二四年四月一日	廿日市市原九二六番地一	設 原 重症心身障碍児施	療施設 原 重症児・者福祉医
平成二五年四月一日	六番一号	療センターを師会三次地区医	区医療センター 一般社団法人三次
平成二五年四月一日	六番一号	急センターを間接人三次地区	間救急センター一般社団法人三次
平成二五年四月一日	号三原市東町二丁目八番八	店 日赤前	日赤前店 三原
平成二五年三月一日	五号三原市城町一丁目一三番	セトピア薬局	ピア店 セト
平成二五年三月一日	二原市宮浦五丁目一六番	関西薬局 宮浦店	店なの花薬局 宮浦
平成二五年三月一日	号三原市本町一丁目九番九	びす店 本町え	えびす店 本町
平成二五年三月一日	二九号三原市城町一丁目二〇番	ろ店 うきし	しろ店 うき
平成二五年三月一日	二号二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	関西薬局 城町店	店なの花薬局 城町
平成二三年一二月九日	一三号	本庄店 本庄店	本庄店 株式会社小松薬局
平成二三年一二月九日	号出院山北一丁目七番七	<b>焼山北店</b> <b>焼山北店</b>	焼山北店株式会社小松薬局
多男年	方在	Ш	新
Ē Ē	Ē	称	名